

平成20年(く)第94号

決 定

本 籍 栃木県足利市

住 居

申 立 人 菅 家 利 和

昭和21年10月11日生

上記の者からの再審請求事件について、平成20年2月13日宇都宮地方裁判所がした再審請求棄却決定に対し、申立人から即時抗告の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

原決定を取り消す。

本件について再審を開始する。

申立人に対する刑の執行を停止する。

理 由

本件即時抗告の趣意は、弁護士渋川孝夫ほか9名共同作成の即時抗告申立書に記載されたとおりであるから、これを引用する。

論旨は、要するに、弁護士が本件再審請求で提出した各証拠（以下「新証拠」という。）は、申立人に対して無罪を言い渡すべきことが明らかな証拠に該当するのに、これに該当しないとして本件再審請求を棄却した原決定は不当であるから、これを取り消して本件再審を開始するとの決定を求める、というのである。

そこで、関係記録を調査し、当審における事実取調べの結果を併せて検

討する。

第1 原決定に至るまでの経緯及び本件の争点等について

1 申立人は、平成5年7月7日、宇都宮地方裁判所でわいせつ誘拐、殺人、死体遺棄の各罪により無期懲役に処せられ、平成8年5月9日、東京高等裁判所で控訴棄却の判決、平成12年7月17日、最高裁判所で上告棄却の決定をそれぞれ受けて、第1審判決が確定した。申立人は、平成14年12月25日、宇都宮地方裁判所に対し、本件再審請求をしたが、平成20年2月13日、同裁判所は、これを棄却する旨決定した。

2 第1審判決が認定した罪となるべき事実の要旨は、次のとおりである。すなわち、申立人は、

(1) 平成2年5月12日午後7時ころ、栃木県足利市内のパチンコ店「ロッキー」南側の駐車場において、松田真実（当時4歳、以下「被害者」という。）が一人で遊んでいるのを認め、わいせつ行為をする目的で被害者を誘拐しようと企て、「自転車に乗るかい。」などと被害者に声をかけて自己が運転する自転車の後部荷台に乗車させ、自転車を運転して同所南側にある渡良瀬運動公園に入り、同公園内の道路を走行して同公園内のサッカー場西側角付近の三叉路に自転車を停めて被害者を降ろし、同所から30メートル余り南西方向にあり同公園内からは見えにくい位置にある渡良瀬川河川敷内低水路護岸上まで、約600メートルにわたり被害者を連行し、もってわいせつの目的で被害者を誘拐し、

(2) 前記日時ころ、被害者にわいせつ行為をすると騒がれて人に気付かれるおそれがあるから、わいせつ行為をする前に被害者を殺害しようと考え、同所において、被害者の前面にしゃがみ込むようにした上、殺意をもって、やにわにその頸部を両手で強く絞め付け、その場で被害者を窒息死させて殺害し、

(3) 被害者の死体を付近の草むらまで運んで全裸にし、同日午後7時30分ころ、その死体を殺害場所から直線距離にして南西約94メートル離れた渡良瀬川河川敷内の草むらに運んで捨て、もって死体を遺棄した、というものである。

3 第1審判決及び控訴審判決が申立人を本件の犯人であると認定した根拠は、次の2点に集約できる。すなわち、①犯行現場付近に遺留されていた被害者の半袖下着（以下「本件半袖下着」という。）に付着した犯人のものと思われる精液と申立人の精液のDNA型が一致したこと、②申立人の第1審の公判廷及び捜査段階における自白供述が信用できることである。第1審判決及び控訴審判決は、それ以外にも、被害者のパンツに付着していた陰毛と申立人の陰毛の類似、申立人の当時の生活状況、福島章医師による精神鑑定の結果等を挙げているが、これらは、控訴審判決も指摘するように、申立人が本件の犯人であることと矛盾しないという程度の証明力を持つにすぎないものと認められる。本件再審請求で提出された新証拠も、上記の①及び②に関して第1審及び控訴審で取り調べられた証拠（以下「旧証拠」という。）の信用性を弾劾しようとするものである。

そこで、当裁判所は、旧証拠、新証拠及び当審における事実取調べの結果を総合し、現時点において①及び②の根拠が維持できるか否かについて、検討することとする。

第2 DNA型鑑定に関する事実について

- 1 第1審判決及び控訴審判決で認定された申立人が本件の犯人であることを裏付けるDNA型に関する事実は、次のとおりである。

科学警察研究所の警察庁技官向山明孝らが、申立人の精液と本件半袖下着に付着していた精液のMCT118部位におけるDNA型を123マーカを用いて判定した結果、16-26型で一致した（以下、この鑑定を「本件DNA型鑑定」という。）。両者の血液型も、ABO式及びルイス式で一致しており、このようにDNA型及び血液型が一致する者の日本人における出現頻度は1000人中1.2人程度であった。控訴審に至って、123マーカを用いた型判定では、型番号がMCT118部位における塩基配列の反復回数をダイレクトに示すものではないことが判明したが、その後使用されるようになったアレリックマーカを用いた型番号（反復回数と一致する。）と123マーカを用いた型番号とは、相互に対応しており、データ量の増加に伴って上記の出現頻度が低下したことを考慮しても、本件DNA型鑑定の信頼性は失われていないと判断された。

- 2 DNA型鑑定に関して、本件再審請求において提出された新証拠は、押田茂實作成の検査報告書及び高山昌光作成の分析報告書等である。押田報告書は、申立人の毛髪のアレリックマーカを使用したMCT

118部位のDNA型が18-29型であって、123マーカによる16-26型に通常対応するとされている18-30型ではないというもの、高山報告書は、本件DNA型鑑定の鑑定書に添付された写真を基にして電気泳動の2つのバンドの位置を解析し、犯人と申立人のDNA型が同一であると判定した本件DNA型鑑定の判定は誤っているというものである。

3 当裁判所は、上記新証拠の内容、本件の証拠構造における本件DNA型鑑定の重要性及びDNA型鑑定に関する著しい理論と技術の進展の状況等にかんがみ、弁護人が申し立てたDNA型の再鑑定を行う旨決定した。具体的には、大阪医科大学教授鈴木廣一及び筑波大学教授本田克也を鑑定人に選任し、本件半袖下着については、以前の鑑定により切り取られて精液の付着が判明している数か所の中心点をつないで左右に切り分ける形でこれを二分し、各一片に付着する精液と申立人から採取した血液等の各DNA型を明らかにしてそれらが同一人に由来するか否かを判定させたところ、次のとおりの結果となった。

鈴木鑑定によると、常染色体及びY染色体の各STR検査において、本件半袖下着の精液が付着していた箇所近くから切除した3か所の部分から、同一のDNA型を持つ男性のDNAが抽出され、それは申立人とは異なるDNAであった。また、精液の付着が確認されていない部分からはDNAが抽出されなかった。

本田鑑定によると、MCT118部位、Y染色体のSTR検査及びミトコンドリア検査において、本件半袖下着の精液が多く付着してい

た箇所及びその上下の部位から切除した3か所以上の部分から、同一のDNA型を持つ男性のDNAが抽出され、それは申立人とは異なるDNAであった。

なお、鈴木鑑定及び本田鑑定により抽出された各男性DNAは、両鑑定に共通するY染色体の6STRの型がいずれも一致したため、同一のものであることが推定される。

検察官は、本田鑑定の信用性を争うものの、鈴木鑑定については信用性を争わないという。鈴木鑑定のみによっても、申立人のDNAと本件半袖下着から検出された男性DNAの型は一致していないこと、その男性DNAは、精液の付着が確認されている箇所に近い3か所の部分から抽出されていること、精液の付着が確認されていない部位からはDNAが抽出されていないことが認められ、鈴木鑑定が用いた精液のDNAの抽出方法については検察官も適切なものであると認めていることなどを併せ考慮すると、上記の男性DNAが本件の犯人のものであると思われる遺留精液から抽出された可能性が高く、その型は申立人の型と一致しないことが認められる。そうすると、本田鑑定の信用性について判断するまでもなく、申立人は本件の犯人ではない可能性が高いということになる。

4 そして、上記の事実は、確定判決において申立人が有罪とされた根拠の②である申立人の自白についても、その信用性に疑問を抱かせるのに十分な事実といえる。他に申立人が本件の犯人であると認めるに足りる証拠はなく、申立人が本件の犯人であると認めるには合理的な

疑いが生じている。

第3 結論

以上からすれば、本件再審請求は、刑訴法435条6号所定の有罪の言渡しを受けた者に対して無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見したときに該当する。論旨は理由がある。

よって、刑訴法426条2項により原決定を取り消し、同法448条1項により本件について再審を開始し、同条2項を適用して申立人に対する刑の執行を停止することとして、主文のとおり決定する。

平成21年6月23日

東京高等裁判所第1刑事部

裁判長裁判官 矢 村 宏

裁判官 杉 山 慎 治

裁判官 佐 伯 恒 治